



要配慮者利用施設の避難の 実効性確保に関する取組

～あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める措置～

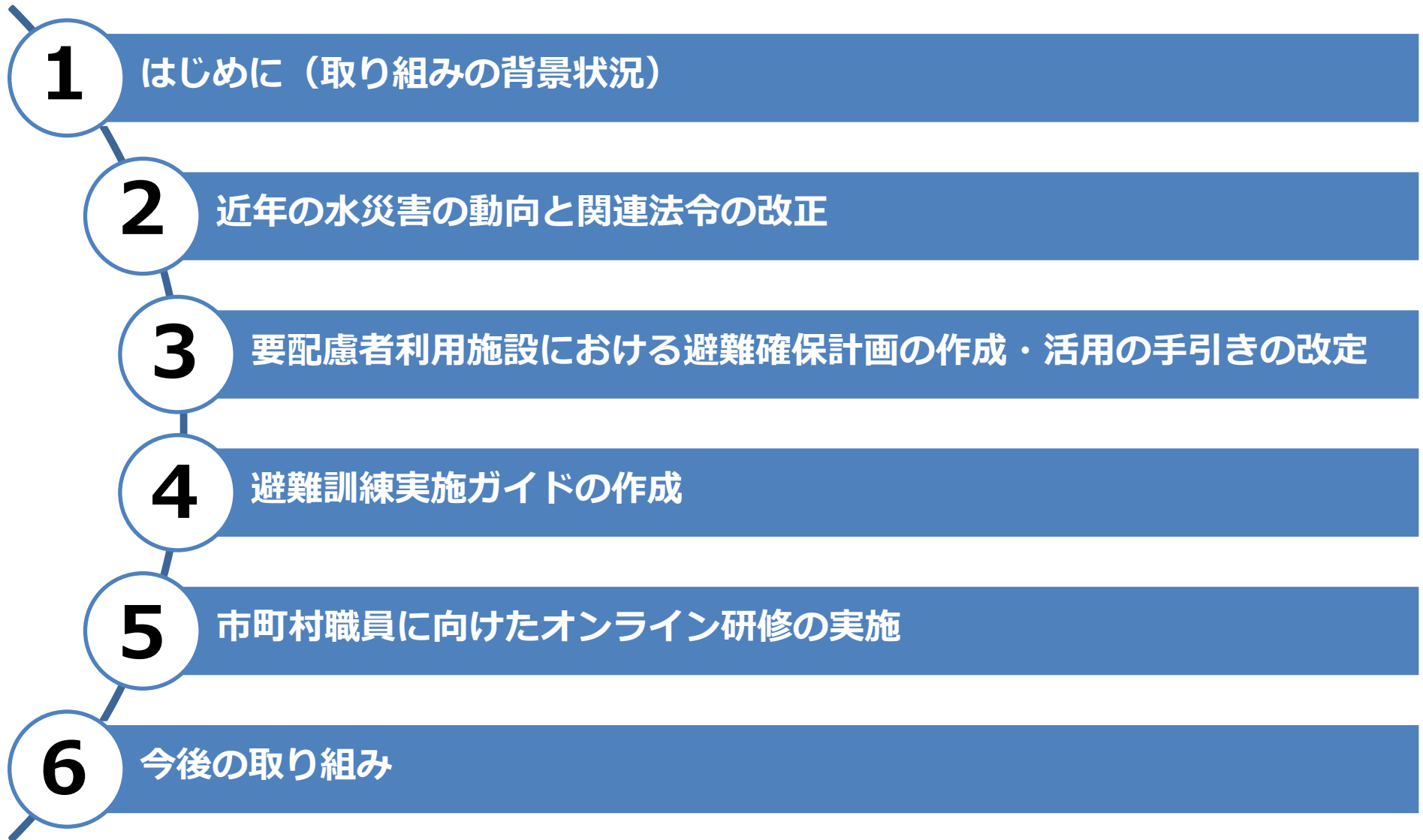
河川政策グループ

朝日向猛

白井克哉

邱中睿

発表の構成



1. はじめに (取り組みの背景状況等)

これまでの取り組み状況

- 平成23年3月東日本大震災、
- 平成28年8月北海道・東北豪雨災害
- における要配慮者利用施設の被害を受けて、
- 津波、洪水、土砂災害に対して、要配慮者利用施設の避難確保の取り組みが進められてきた。

平成23年3月東日本大震災

■ **高齢者、障害者、児童、幼児等**（法律）
避難弱者の避難確保に努める義務（地下街等、**社会福祉施設、学校、医療施設等**）の所有者又は
多数発生、避難確保計画の作成及び避難訓練等の実施が義務化

⇒ **平成25年6月水防法改正**：地下街等に義務付けられてきた**避難確保計画の作成等を要配慮者利用施設に努力義務化**。また、**地下街等及び大規模工場等の浸水防止計画の作成、並びに、地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の自衛水防組織の設置を規定。**

平成28年8月北海道・東北豪雨災害

■ 岩手県岩手市明内防波堤崩壊による災害警報
発令区域等に集積した砂災害防止対策の
推進に関する法律改正：**要配慮者利用
施設に避難確保計画の作成、訓練を義
務付化。**自衛水防組織を努力義務化。
**従わない場合の罰則措置（氏名の公
表）**

令和2年7月豪雨

熊手川
球磨川
千寿園
特別養護老人ホーム
千寿園

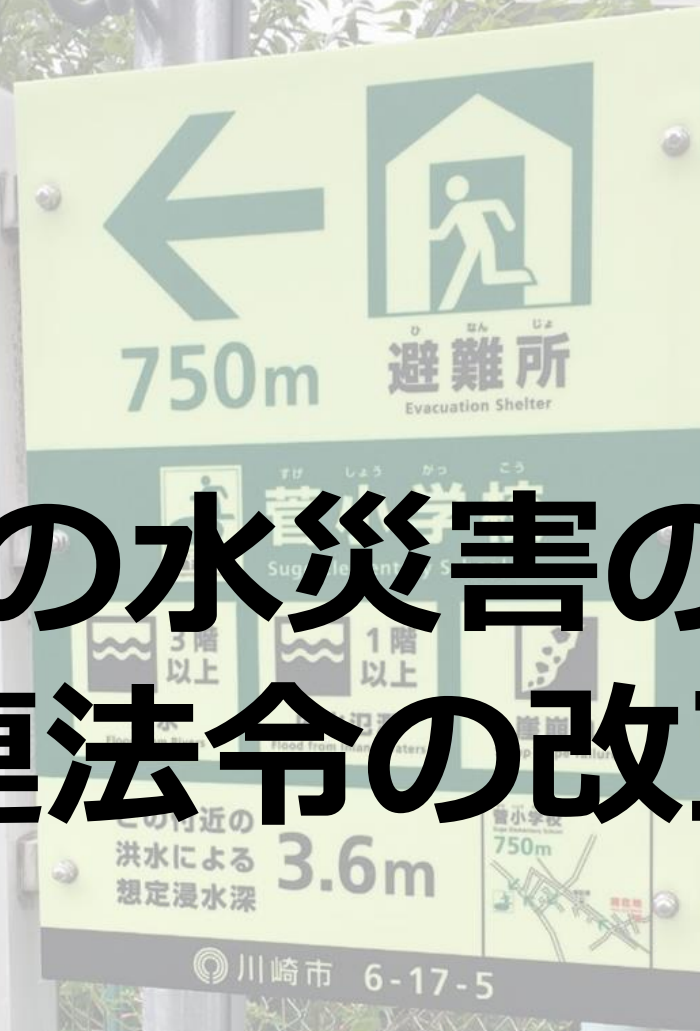
避難の大変な被害者利用施設のため、
流域治水関連法（令和元年法律第31号）
発生として水防法等が再改正され、
要配慮者利用施設の避難の強化が図
られた。

小川

本発表の要旨

- 令和4年（2022年）3月に改定された「要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成・活用の手引き**（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」を紹介
- 避難の実効性確保のための**避難訓練実施のポイント**を紹介
- 市町村職員向けオンライン研修の概要紹介
- JICEが考える今後の取り組み方向について紹介

2. 近年の水災害の動向と 関連法令の改正



近年の主な水災害の動向

<主な被害>

- 平成27年9月関東・東北豪雨 (14名) 鬼怒川の堤防決壊
- 平成28年8月台風10号 (27名) 小本川の氾濫
- 平成29年7月九州北部豪雨 (41名) 土砂と流木による被害
- 平成30年7月豪雨 (232名) 西日本における浸水・土砂被害
- 平成30年台風第21号 (14名) 神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
- 令和元年8月前線に伴う大雨 (4名) 六角川周辺における浸水被害
- 令和元年台風第15号 (1名) 電柱・倒木倒壊被害
- 令和元年台風第19号 (104名) 東日本における浸水被害
- 令和2年7月豪雨 (86名) 球磨川における浸水被害

平成29年水防法、土砂災害防止法改正

- 要配慮者利用施設の所有者または管理者に、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付け

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

社会福祉施設

(老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等)

学校

(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等)

医療施設

(病院、診療所、助産所 等)

- ・避難確保計画の作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

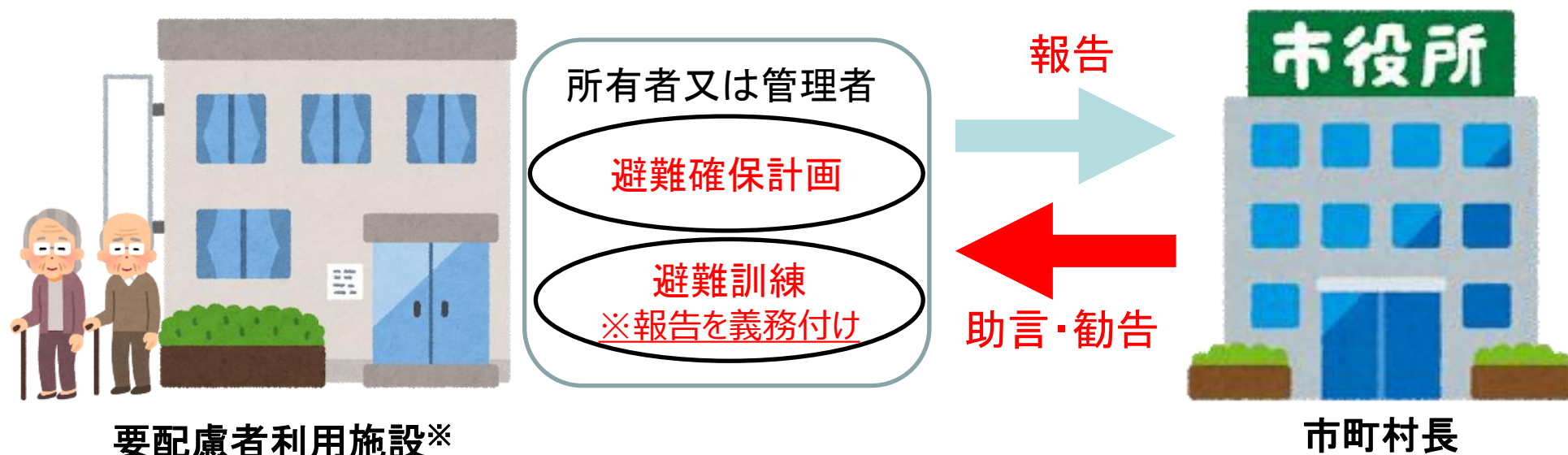
- ・避難確保計画の作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

- ・避難確保計画の作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

防災計画
に規定
地域

令和3年水防法、土砂災害防止法改正

- 要配慮者施設の所有者または管理者に、避難訓練結果を市長村長へ報告することが義務づけ



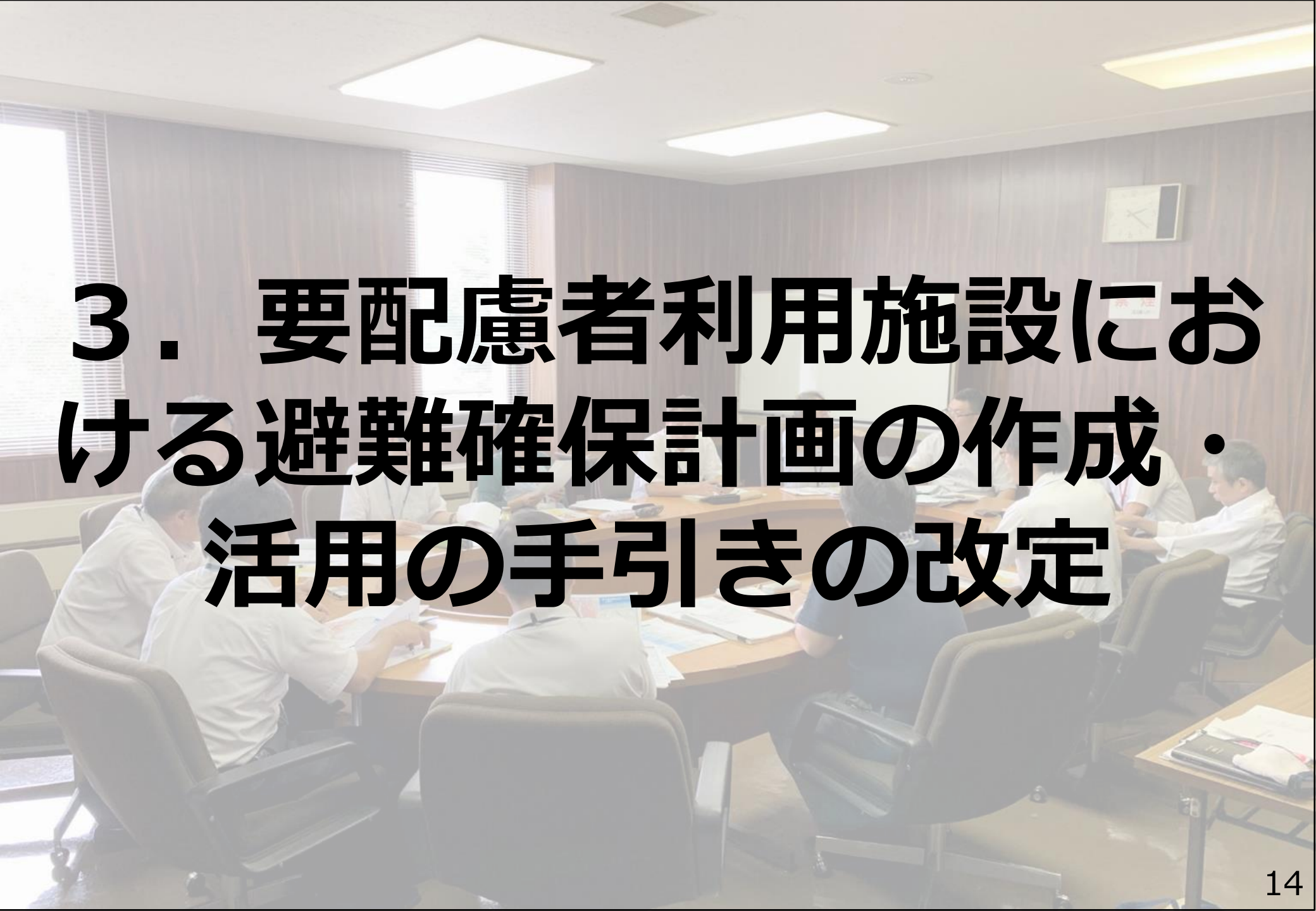
要配慮者利用施設※
(社会福祉施設、学校、医療施設)

※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

- 市長村長は施設から報告された避難確保計画や避難訓練結果について、必要な助言・勧告ができる

関連法令の改正 (令和3年災害対策基本法改正)

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
〜〜〜<警戒レベル4までに必ず避難！>〜〜〜			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ 避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)



3. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」の概要

従前 避難確保計画作成の手引き(～R2.6)

施設の災害
リスクの確
認

施設が受けるハ
ザードの種類・規
模等を把握

施設の防災
体制の検討

避難人員体制と
役割分担を構築

情報収集・
伝達の検討

避難に必要な情報
の収集方法および
職員や関係者への
情報伝達手段の確
認

避難先、誘
導の検討

避難先、避難経路、
避難方法の設定と
避難にかかる時間
の把握

令和3年度改定の要旨

改定

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(R4.3～)

施設の災害リスクの確認

施設の防災体制の検討

情報収集・伝達の検討

避難先、誘導の検討

避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の役割

避難訓練の実施ガイド

従前の手引きの部分調整

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会 (フォローアップ会議)



施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☐ 該当 ☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし	☐ 該当 基準水位	
		最大浸水深	
		津波到達時間	

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☐ 該当(以下の該当する分類に☑) ☐ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) ☐ 土石流 ☐ 地すべり(地滑り)
------------------------	-------------------------------	--

施設の防災体制の検討

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督			・施設職員への情報伝達			・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

情報収集・伝達の検討

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。 災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット (気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット (気象庁HP)	洪水警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット (気象庁HP)	大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	氾濫危険情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット (気象庁HP)	土砂災害警戒情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

避難確保計画のチェックポイントと 地方公共団体の役割

＜社会福祉施設のチェックリスト＞

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスク の確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	雨水出水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	高潮浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	津波浸水想定区域内に位置するか 津波災害警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない

避難訓練の実施ガイド

<訓練実施結果報告書(様式例)>

施設名		
訓練実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分まで	
訓練実施場所		
想定災害	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害()	
訓練の種類、 訓練の内容	☐ 立退き避難訓練	☐ 避難経路等の確認訓練
	☐ 屋内安全確保訓練	☐ 情報収集、情報伝達訓練
	☐ 図上訓練	☐ 設備や装備品、持ち出し品の確認訓練
	☐ その他()	
	訓練内容(自由記述)	
訓練参加者、 参加人数	職員等(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 施設利用者(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 ※学校の場合は生徒、児童 (社会福祉施設や病院の場合は、うち通所利用者 : 〇〇人) その他訓練参加者 施設利用者の家族 : 〇〇人 避難支援協力者(地域住民等) : 〇〇人	

訓練実施責任者			
確認事項	施設利用者の避難支援(避難誘導)に要した人数	〇〇人	施設利用者の避難時間
	避難先や避難経路		
	その他		
訓練によって確認された課題とその改善方法等			
訓練記録作成者			

4. 避難訓練実施ガイドの作成

避難訓練実施ガイド

- 令和3 年の水防法等の再改正により市町村長への報告が義務化されたことを踏まえ、
- 避難確保計画と連動して避難訓練の計画を作成する為のポイントを整理した 「避難訓練の実施ガイド」を作成

施設の状況に応じた様々な避難訓練をカバー

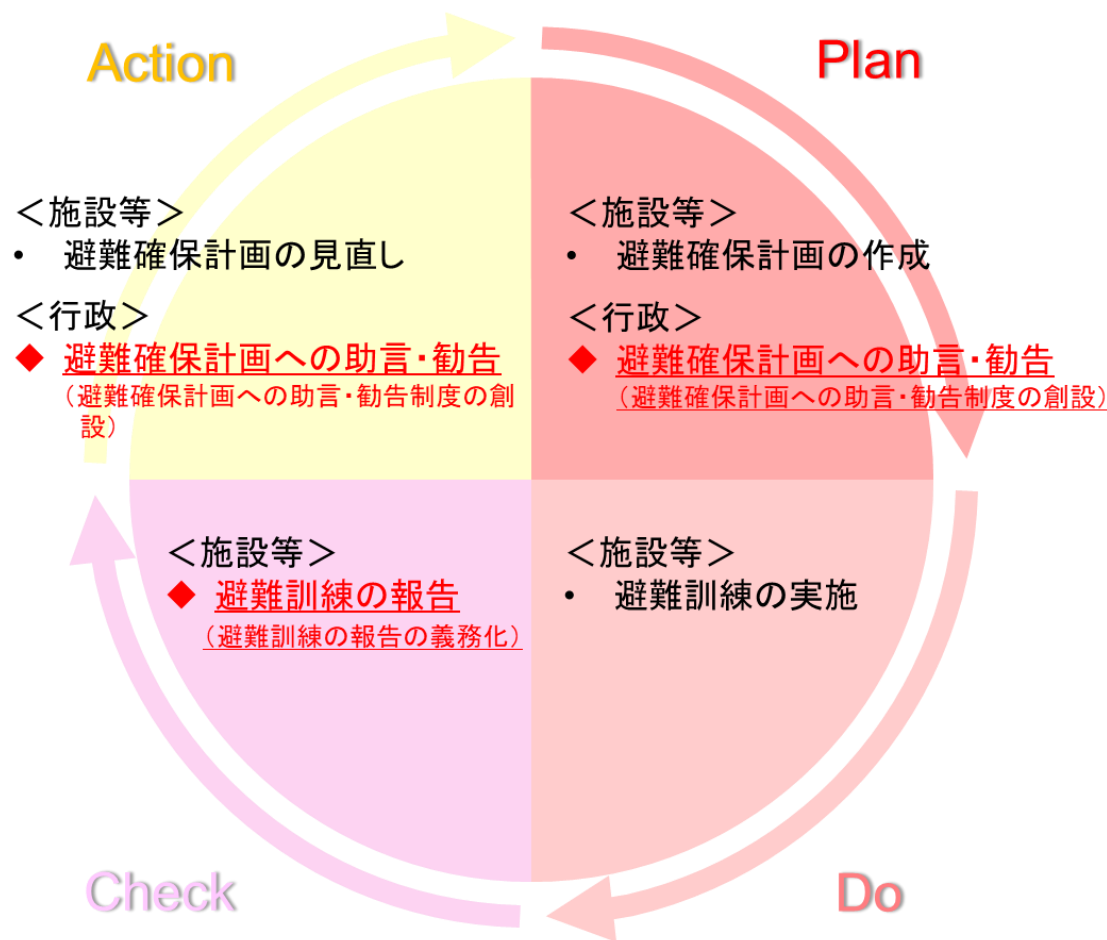
	立退き避難訓練	避難経路の確認訓練	屋内安全確保訓練	情報収集、情報伝達訓練	図上訓練	設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練
(4)訓練の参加者・参加人数	○	○	○	○	○	○
(5)訓練の実施体制	○	○	○	○	○	△
(6)情報の収集・伝達方法	○	—	○	○	○	—
(7)避難先、避難経路、避難方法等の確認	○	○	○	—	○	—
(8)設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認	○	—	○	—	△	○
(9)タイムライン等の設定	○	○	○	○	○	○

避難訓練の実施ガイドの主なポイント

- ① 大雨災害が発生する梅雨期・台風期前に原則行う。
- ② 施設利用者が参画した訓練では施設利用者の負担を考慮した内容とする。
- ③ 訓練で確認する目的と目標を設定して課題を明確化する。
- ④ 必要に応じて、近隣住民や消防団、施設利用者の家族など、支援者の協力を得て行う。
など



訓練実施後、訓練結果を踏まえて、避難確保計画を見直す。





5. 市町村職員に向けた オンライン研修の実施

要配慮者利用施設の避難確保計画に関する 市町村職員向け研修会の実施支援



●研修対象

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画を担当する市町村職員

●研修方法

- ・下記の方法を併用し、**全国8ブロックに分けて**研修を実施。**延べ2,300超※**のアクセスがあった

①WEB 会議（リアルタイム）

②Youtube による研修動画配信（オンデマンド）

※リアルタイム研修のアクセス数とオンデマンド動画の視聴数の合計

●オンライン研修参加者数

	自治体	アクセス数
第1回	北海道内の市町村	<u>51</u>
第2回	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県内の市町村	<u>100</u>
第3回	新潟県、富山県、石川県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県内の市町村	<u>117</u>
第4回	埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県の市町村	<u>147</u>
第5回	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、沖縄県内の市町村	<u>113</u>
第6回	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の市町村	<u>136</u>
第7回	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の市町村	<u>128</u>
第8回	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の市町村	<u>123</u>
	合計	<u>915</u>

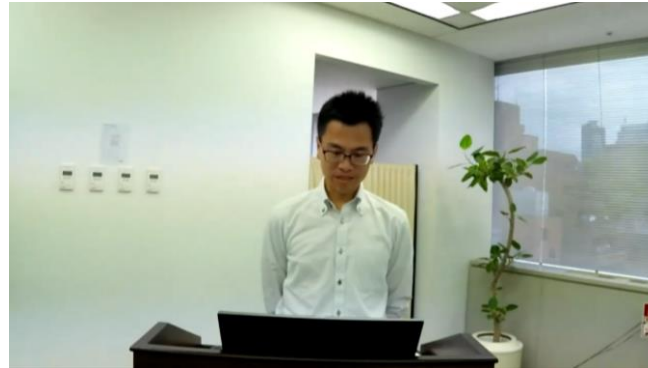
●YouTube視聴数

	再生回数
要配慮者利用施設における避難確保のための制度	<u>630</u>
要配慮者利用施設の避難の実効性確保に関する取り組み等について	<u>281</u>
社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点	<u>249</u>
災害対策基本法における避難行動要支援者に対する避難支援等（内閣府防災担当話題提供）	<u>263</u>
合計	<u>1,423</u>

研修内容



要配慮者利用施設における避難
確保のための制度について
(国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室)



要配慮者利用施設の避難の実効
性確保に関する取組み等について
(国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室)



社会福祉施設における避難の実効
性を確保するための留意点
(国土交通省水管理・国土保全局砂防部
砂防計画課 地震・火山砂防室)



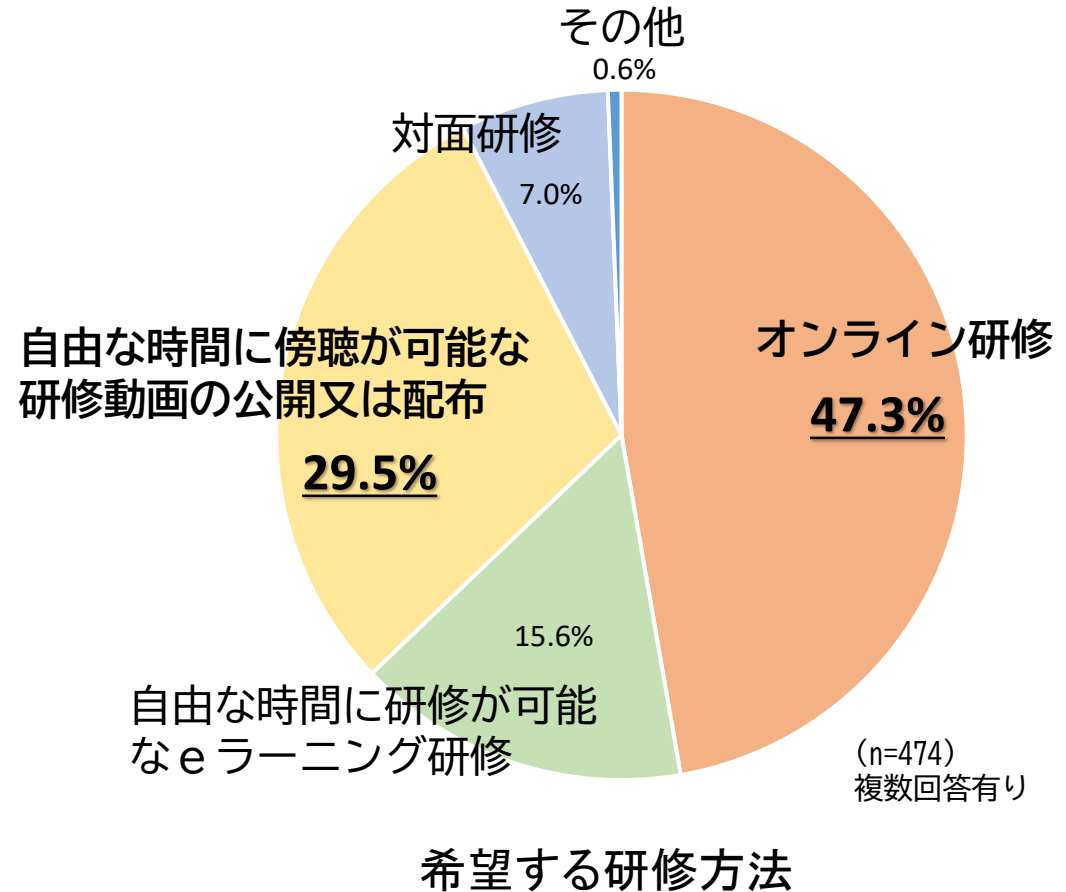
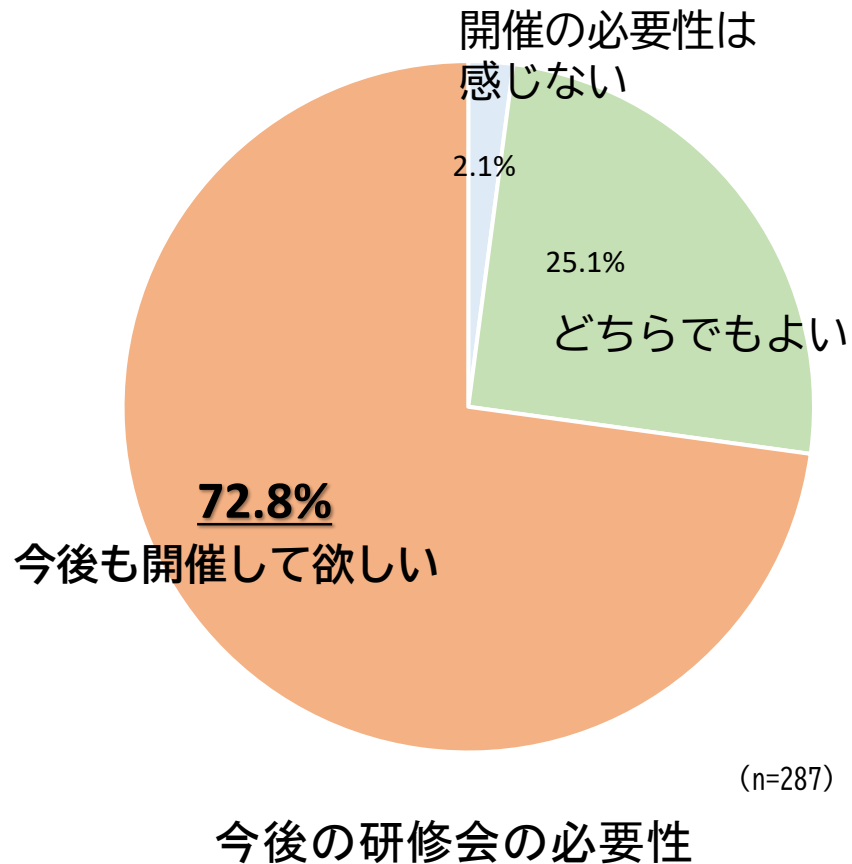
災害対策基本法における避難行
動要支援者に対する避難支援等
(内閣部防災担当による話題提供)

質疑応答



- 市町村からの主な質問(関心事項)
 - 避難確保計画の作成期限(令和3年度末目標)
 - チェックリストの使い方
 - 介護保険法に基づく非常災害対策計画と避難確保計画の一体的な作成に関する事項 等

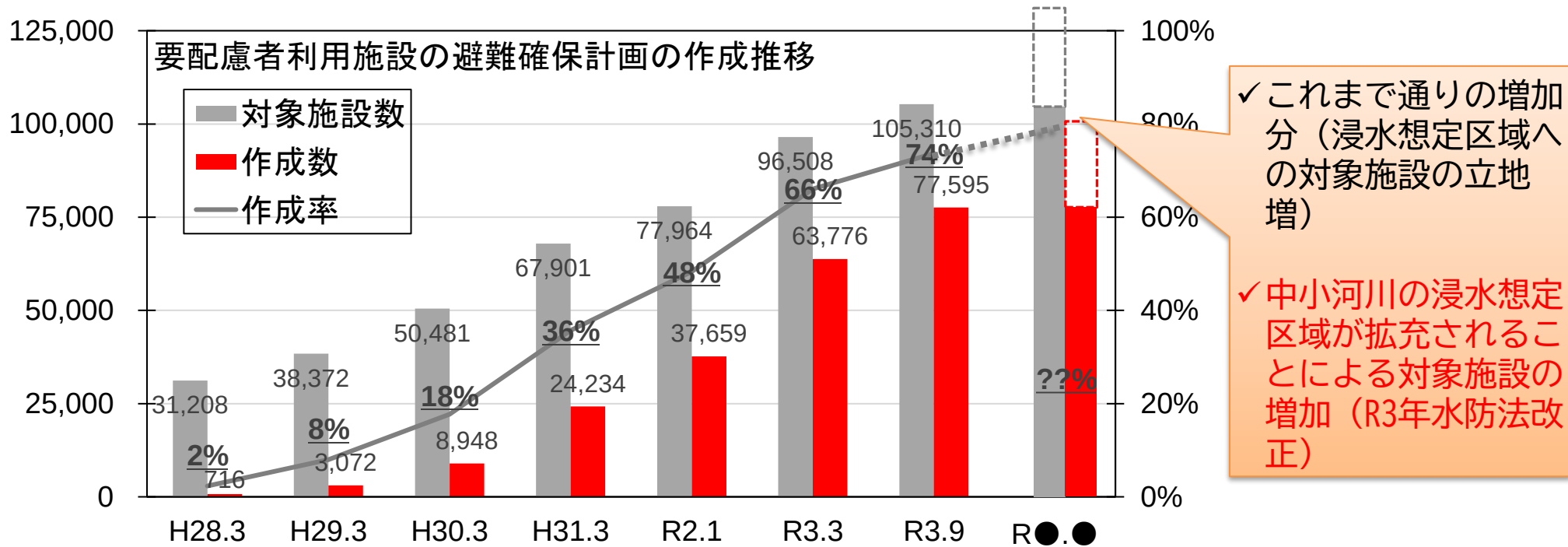
オンライン研修の評価



A group of approximately ten people are seated around a large, dark, oval-shaped table in a meeting room. Most of the individuals are wearing white face masks. They are dressed in casual business attire, including jackets and sweaters. The table is cluttered with various items: several sheets of paper, some of which appear to be agendas or documents, several small plastic bottles of water, a pink digital voice recorder, and some pens. The background shows a wooden wall with some posters or notices pinned to it. The overall atmosphere is that of a formal yet collaborative meeting.

6. 今後の取り組み

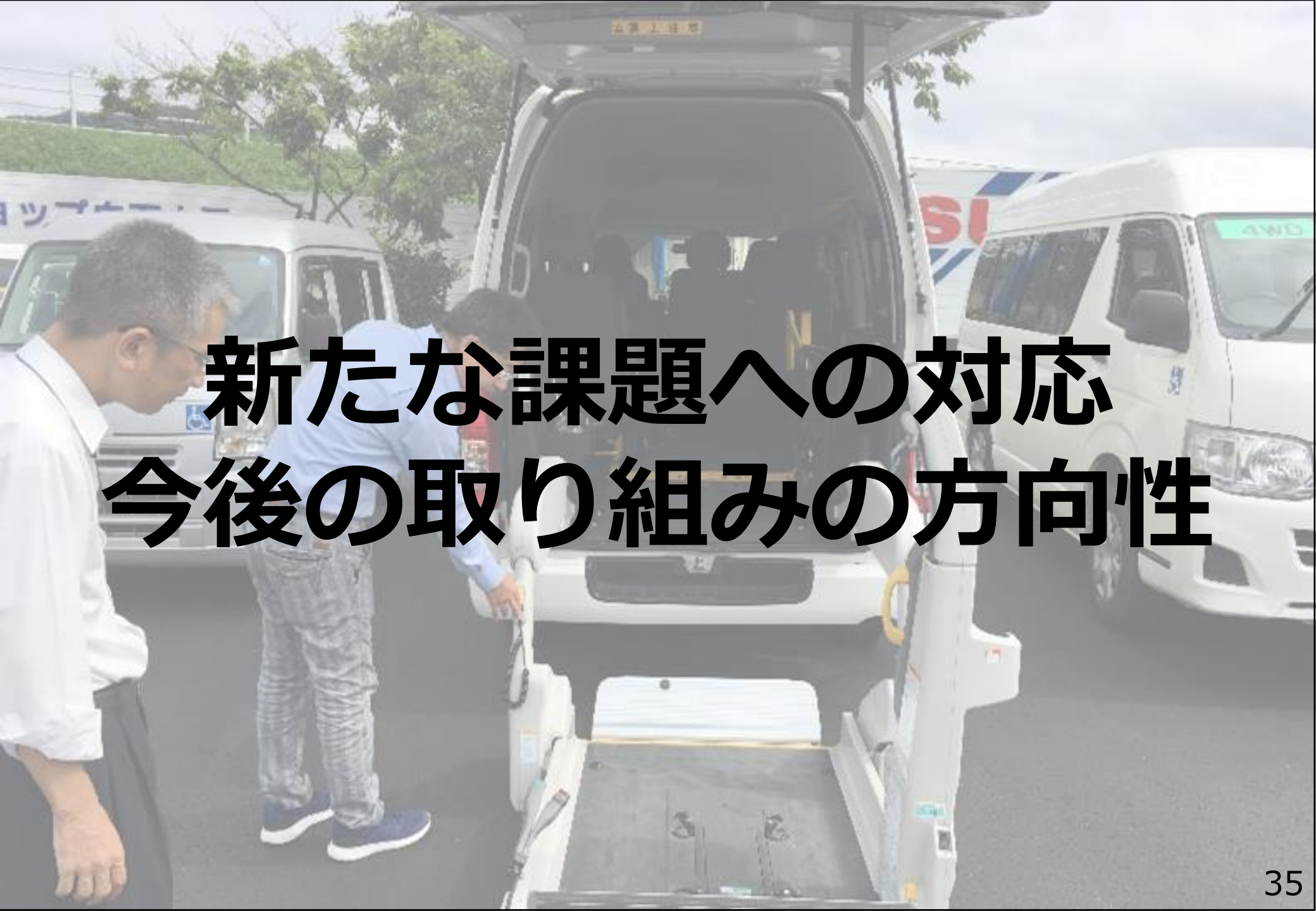
対象となる要配慮者利用施設の拡大



- 令和3年水防法改正では、**中小河川にも浸水想定区域が拡充**。対象となる要配慮者利用施設が増加。

今後必要な取り組み

- 増加する施設数に対応するためには、
- **1) 市町村のチェック体制の充実**
- **2) 施設管理者によりわかりやすい指針類の充実が必要**



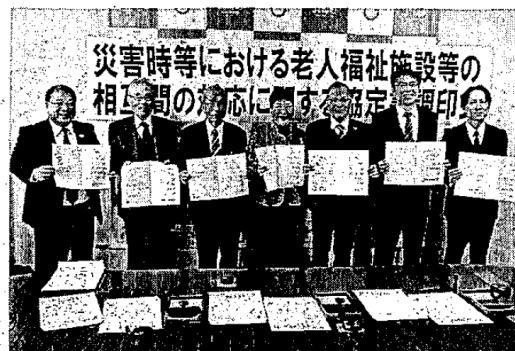
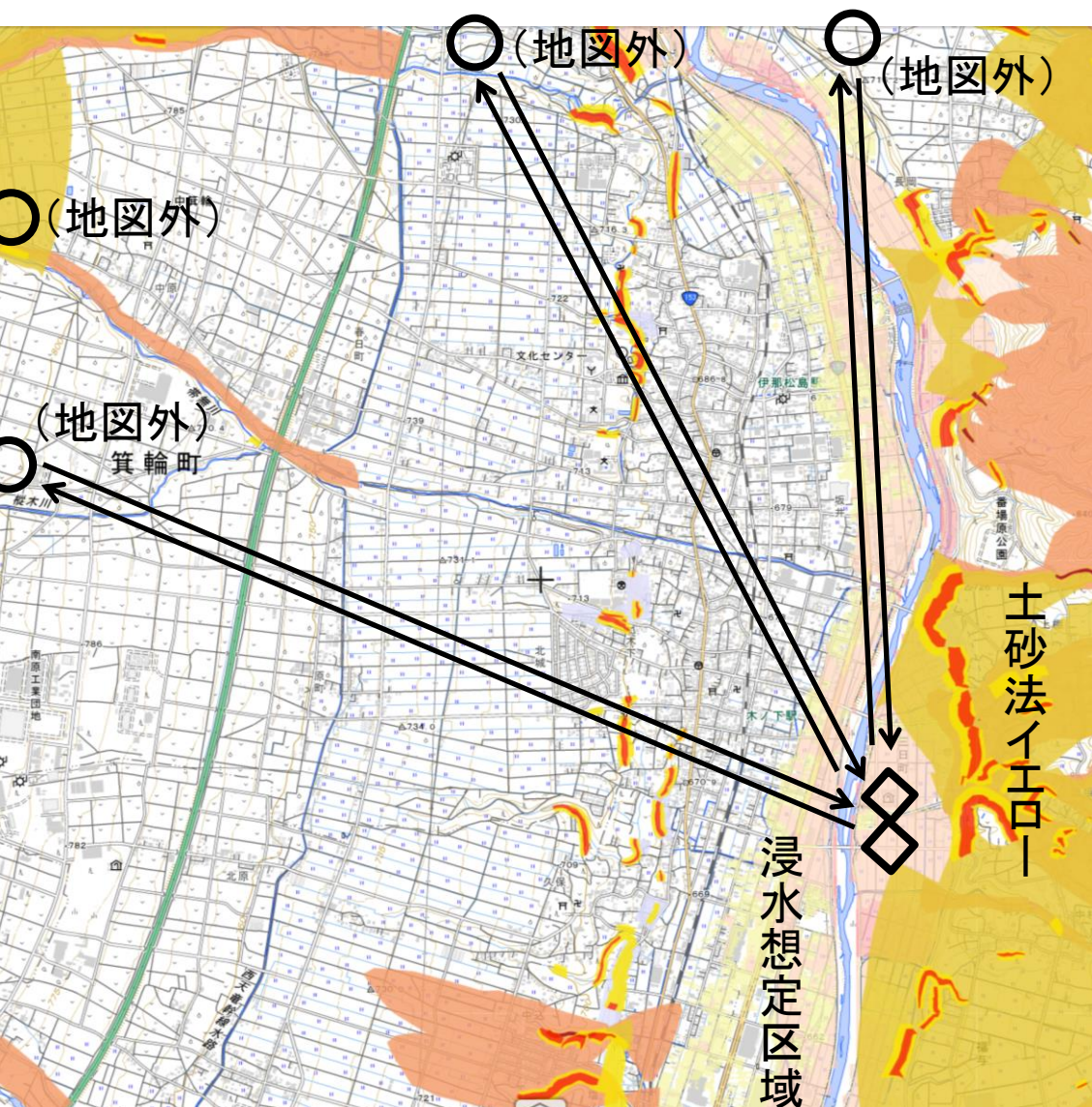
新たな課題への対応 今後の取り組みの方向性

新たな課題とその対応

- 水防法等は要配慮者利用施設に対する措置であり、在宅の要配慮者は災害対策基本法の避難行動要支援者として個別に市町村が対応。
-  連携強化による警戒避難体制整備 が必要
- 身体的特徴等により災害時避難が困難な者・施設も多数あり。
-  避難しなくても安全を確保 できる施設・まちをつくるべき。

①連携強化による警戒避難体制整備

- 施設間で連携することによって、地域全体の警戒避難を向上する。



協定書に調印した6団体の代表と立ち会った白鳥町長

協定を結んだのは、上伊那医療生活協同組合（上伊那生協病院、デイサービスセンターつむぎ）サン・ビジョン（特別養護老人ホームグレイスフル箕輪）ふれあいの里（ケアセンター）ふれあいの里（上伊那福祉協会（特別養護老人ホームみのわ園）町社会福祉協議会（町デイサービスセンター）ゆとり荘）平成会（介護老人保健施設わかた）の6団体・7

昨年の町防災訓練が契機に

箕輪町内で医療・福祉施設を運営する6団体は8日、「災害時等における老人福祉施設等の相互間の対応に関する協定」を町役場で締結した。昨年9月に初めて実施した町地震総合防災訓練での施設利用者移送訓練が契機となり、有事の際、円滑に連携できる体制を整えた。

災害時の相互対応を協定

町内の医療・福祉6団体

施設。防災訓練に参加した団体が中心で、今後は他施設にも支え合いの輪を広げていく。協定書では、災害発生時などに行う連絡体制▽情報提供▽人的支援▽福祉車両などの物的支援▽利用者の受け入れなどの連携を定めた。合同での防災訓練や意見交換会の実施、町との連携についても盛り込んだ。調印式には、それぞれの施設長や運営団体の代表らが出席した。調印に立ち会った白鳥政徳町長は「相互支援

- 各施設の保有する車両、ドライバー、その他リソースを特定の施設に集中して避難を支援
- 車両の集合、利用者搭乗、搬送をオペレーション

1 グレイスフル行 (車両3台・施設利用者6人・運転手3人・付添6人)

1号車

2号車

3号車 (普通車)

車両	グレイスフル
乗車	車椅子2人
運転手	グレイスフル職員
付添	グレイスフル職員 みのわ園看護師A
合計	運1人・付2人

車両	グレイスフル
乗車	車椅子2人
運転手	グレイスフル職員
付添	グレイスフル職員 みのわ園職員
合計	運1人・付2人

車両	みのわ園
乗車	介助歩行2人
運転手	みのわ園職員
付添	みのわ園職員 町保健師C
合計	運1人・付2人

3 わかな行 (車両4台・施設利用者7人・運転手4人・付添7人)

1号車

2号車

3号車

4号車 (軽自動車)

車両	わかな
乗車	車椅子2人
運転	わかな
付添	わかな職員 みのわ園看護師C
合計	運1人付2人

車両	わかな
乗車	車椅子2人
運転	わかな
付添	わかな職員 みのわ園職員
合計	運1人付2人

車両	社会福祉協議会B
乗車	車椅子2人
運転	社協職員
付添	社協職員 みのわ園職員
合計	運1人付2人

車両	みのわ園
乗車	車椅子1人
運転	みのわ園職員
付添	みのわ園職員
合計	運1人付1人

2 ふれあいの里行 (車両4台・施設利用者7人・運転手4人・付添7人)

1号車

2号車

3号車

4号車 (軽自動車)

車両	ふれあいの里
乗車	車椅子2人
運転	ふれあいの里職員
付添	ふれあいの里職員 みのわ園看護師B
合計	運1人付2人

車両	ふれあいの里
乗車	車椅子2人
運転	ふれあいの里職員
付添	ふれあいの里職員 みのわ園職員
合計	運1人付2人

車両	社会福祉協議会A
乗車	車椅子2人
運転	社協職員
付添	社協職員 町職員D
合計	運1人付2人

車両	みのわ園
乗車	車椅子1人
運転	みのわ園職員
付添	みのわ園職員
合計	運1人付1人

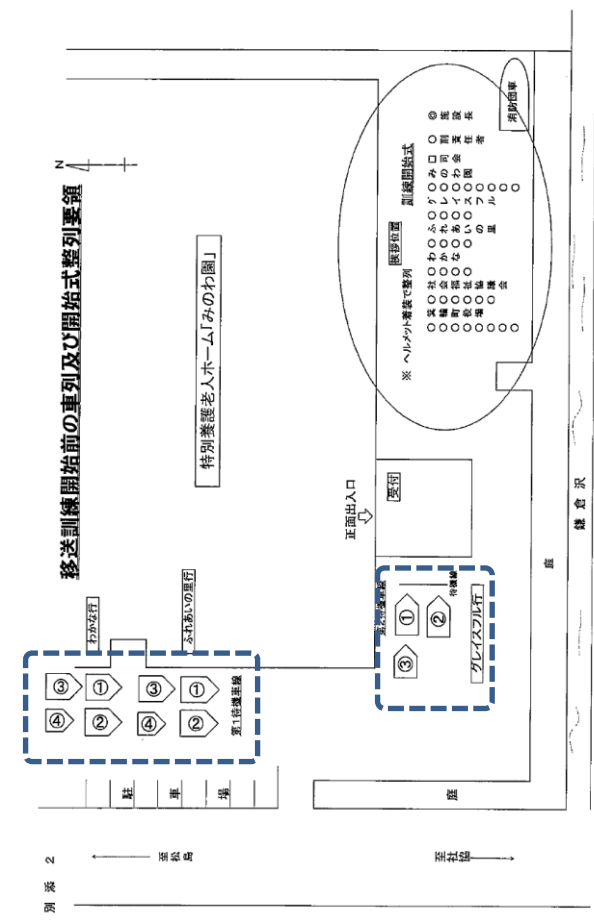
4 病院行 (救急車1台ストレッチャー付添1人・車椅子: 運転手1人・付添2人)

1号車

2号車

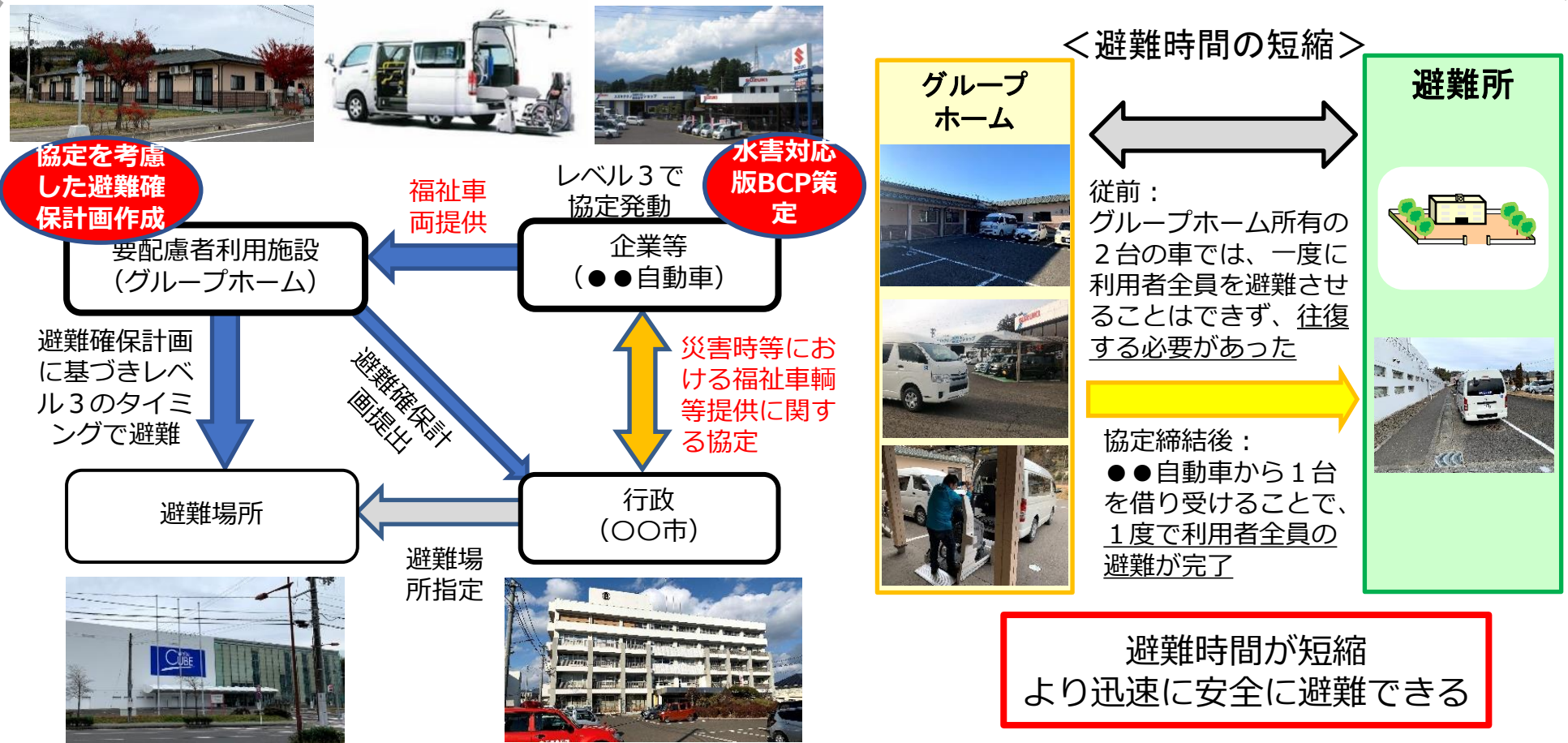
車両	救急車
乗車	ストレッチャー1人・職員E(模擬)
運転	救急隊員
付添	救急隊員 町保健師A
合計	運1人・職員2人 付添1

車両	社会福祉協議会C
乗車	車椅子1人・職員F(模擬)
運転	社協職員
付添	社協職員 町保健師B
合計	運1人・付2人



②連携強化による警戒避難体制整備

- 自治会、企業等と連携することによって、地域全体の警戒避難を向上



行動のタイミングを合わせることが重要

- 企業等の災害時行動はレベル4（避難指示）で活動停止、避難とすることが太宗
- 要配慮者利用施設はレベル3（高齢者等避難）により避難行動を開始する。
- このタイミングに合わせて自治会、企業等が行動しないと連携できない。
- BCPの作成**を通じて、自治会、企業等の行動を検討することが必要



商品である車両を高台に移動

市との福祉車両貸し出しの協定の準備

企業等における事業継続のための 水害対応版BCPの取組について



河川政策グループ
研究員
邱 中睿



河川政策グループ
副総括（研究主幹）
岡安 徹也



河川政策グループ（併）
都市・住宅・地域政策グループ
首席研究員
朝日向 猛

1 はじめに

令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨等、近年激甚な水害が頻発している。今後さらに、気候変動により降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換が進められており、「民間企業における水害対応版BCPの策定」も重要な取り組みの一つとなっている。

「一般財団法人国土技術研究センター（以下、JICE）」では、

2.2 水害による被災事例

以下、水害により事業継続に大きな影響を与えた事例を三つ紹介する。

◆東海豪雨（2000年）

東海豪雨による家屋の浸水被害は、愛知、岐阜、三重の3県で6万8,982棟となった。このうち最も被害が大きかった愛知県では、床上浸水が2万6,531棟、床下浸水は3万8,879棟に上った。

これにより住めなくなった家屋や処分された家財道具の被害は約2,775億円、事業所償却資産・在庫資産の被害は約4,771億円となり、営業停止や停滞損失などを含めた一般資産被害額は合計で約8,400億円にも上った。

ライフラインでは、東海地方において最大約33万戸が約5

避難しなくても安全を確保

流域治水における対策推進

気候変動による外力の増大を背景に
河道のみならず、流域の関係者全員
が協働して対策

新規立地の抑制

既存施設の移転等の促進

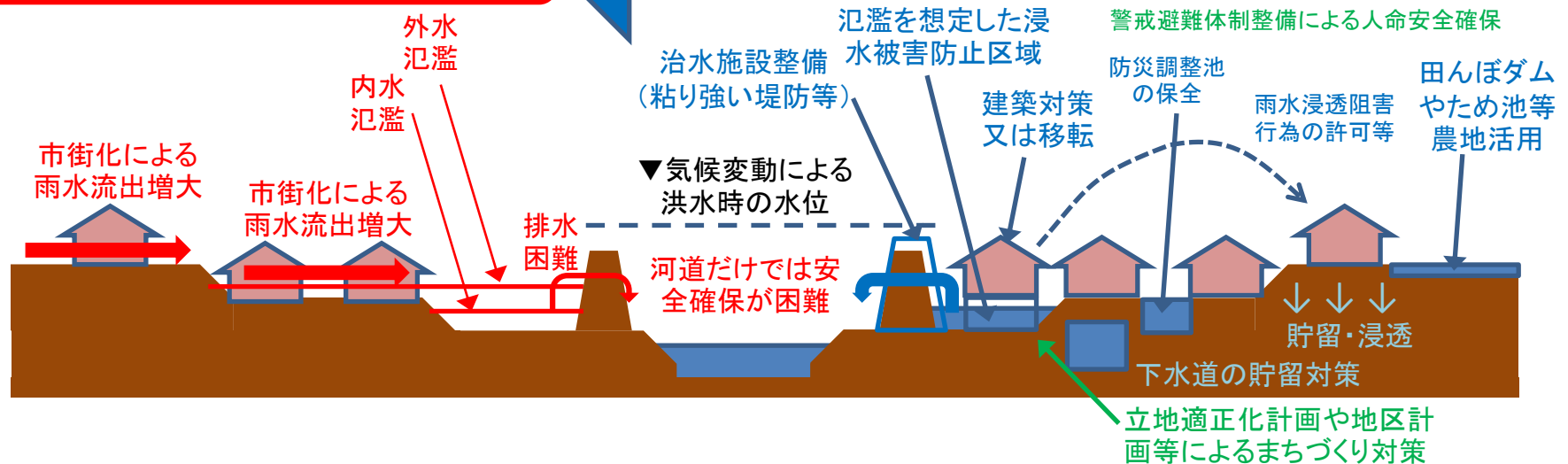
避難しないまちづくり
(高台まちづくり)の促進

課題

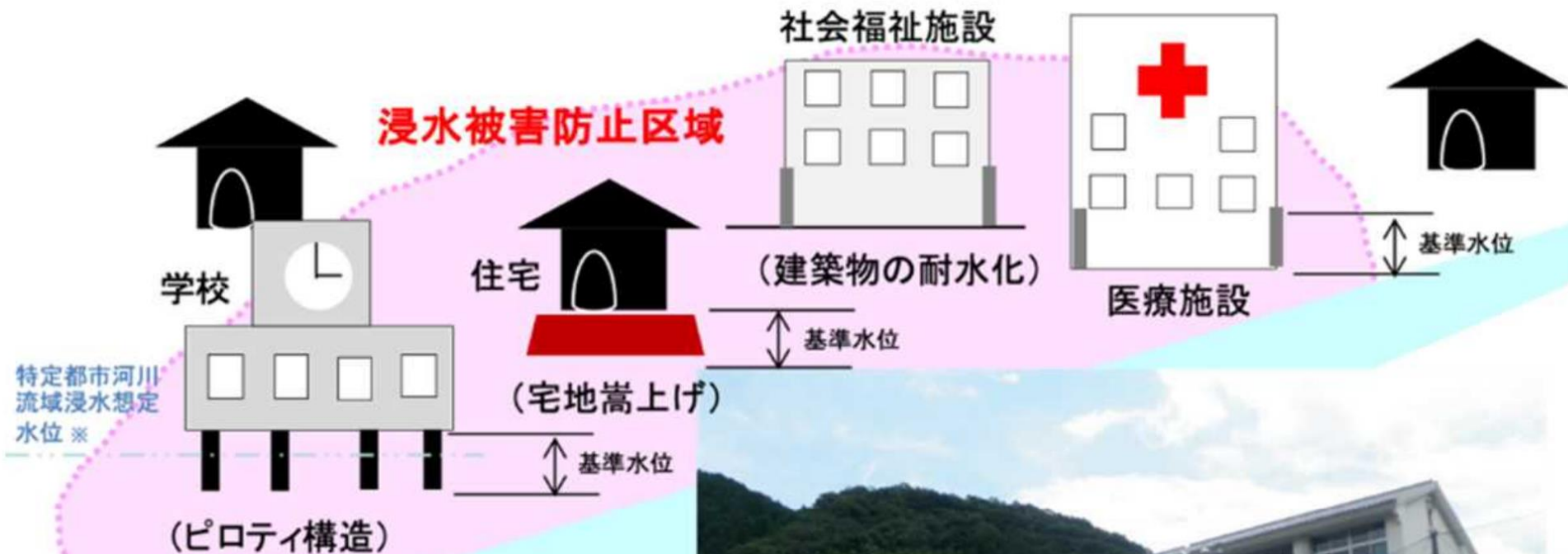
(内水の流出増大、外水氾濫の危険)

流域治水による対策

(河川、下水道、都市計画、建築、農水、企業等あらゆる関係者の連携)



新規立地の抑制、建て方の工夫



※ 基準水位は、特定都市河川流域において
浸水が想定される水位等を考慮して定める



ピロティ構造の事例

北野目録

整備計画堤防法線

輪中堤

H23.6洪水規模で浸水する範囲

集團移轉地

雄物川

雄物川

III 戰事



新屋幼稚園 津波避難施設

44

避難しないまちづくり、（高台まちづくり）の促進

平常時



平常時



浸水時



浸水時

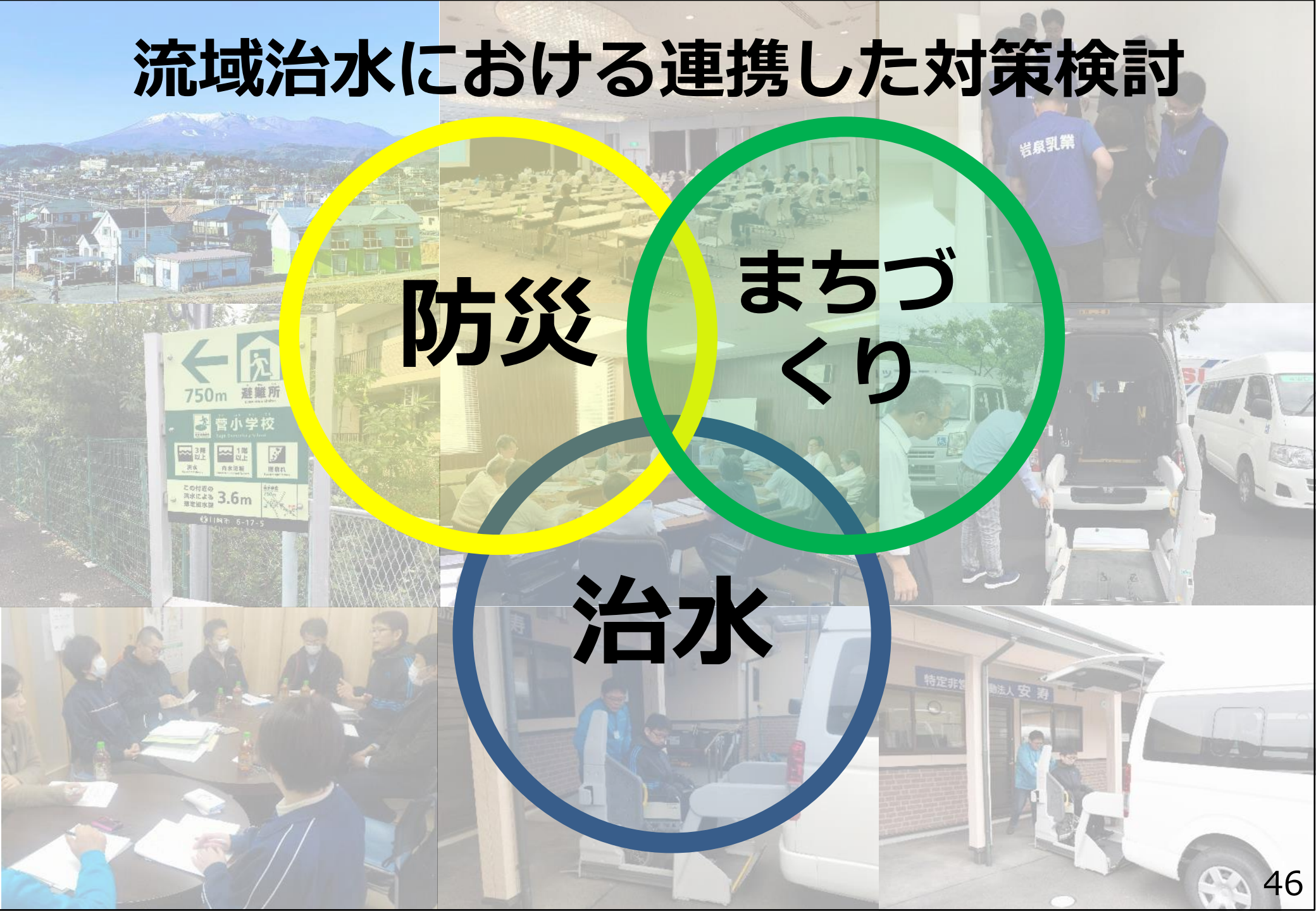


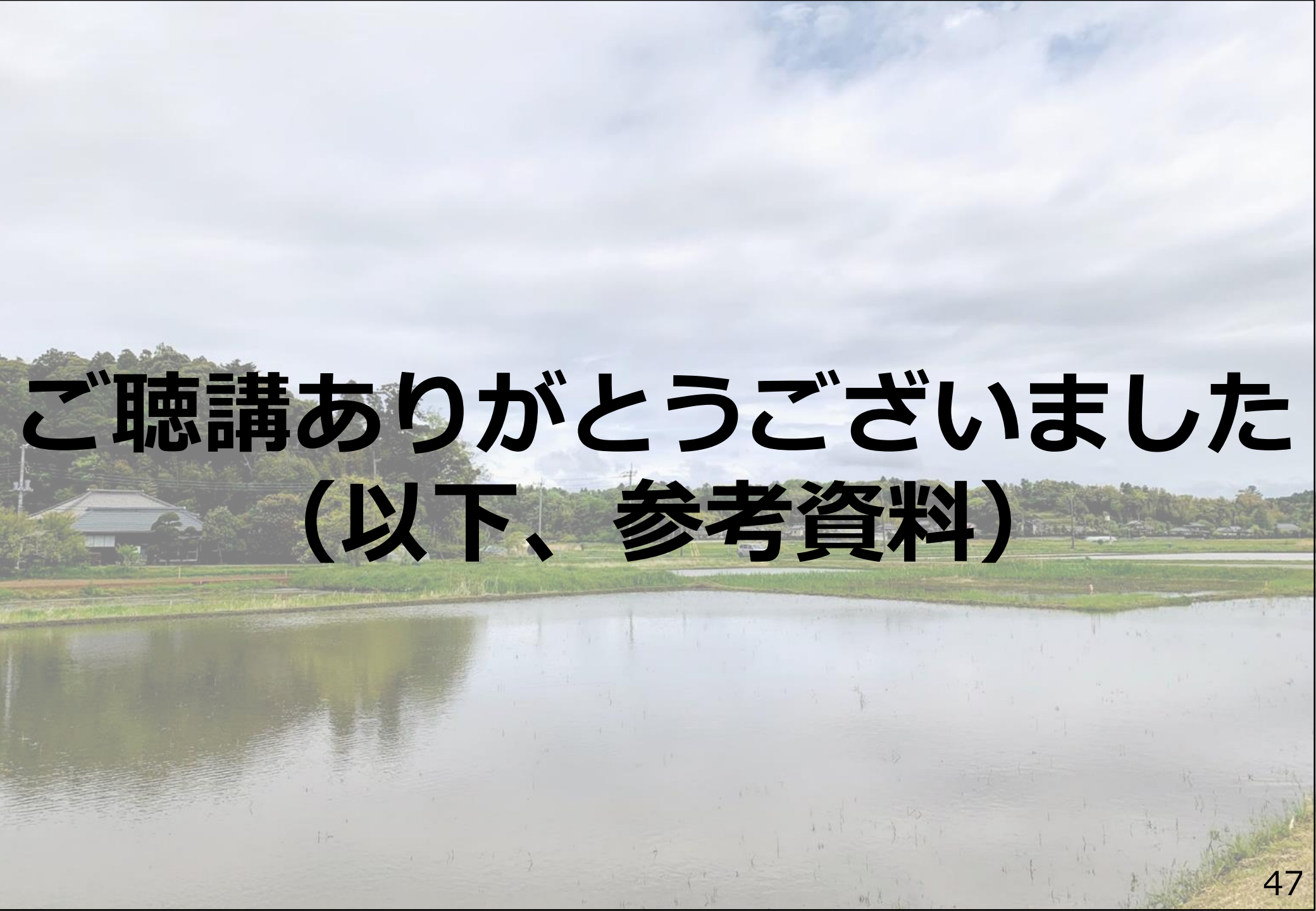
流域治水における連携した対策検討

防災

まちづくり

治水





**ご聴講ありがとうございました
(以下、参考資料)**

災害

対応

■ 平成11年6月広島土砂災害、福岡水害（6.29災害）

- 平成12年5月土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律成立（平成13年4月施行）：土砂災害に関する警戒避難体制について、市町村地域防災計画において警戒区域ごとに**警戒避難体制に関する事項（情報伝達等）**を定める。
※特別警戒区域（レッドゾーン）においては、要配慮者利用施設等を含む建築を行うための**特定開発行為を許可制**とした。

■ 平成12年9月東海豪雨

- 平成13年水防法改正：洪水に対する**浸水想定区域図の作成**
- 平成15年特定都市河川浸水被害対策法成立：地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者に対し、**避難確保計画作成を努力義務化**

■ 平成16年10月新潟県中越地震

- ・長岡市（高町団地）において大規模谷埋め盛土が崩壊、河道閉塞による土砂ダムの発生

- 平成17年5月水防法改正・土砂法改正：浸水想定区域図の作成を県管理区間に拡充（**ハザードマップによる周知の徹底**）
- 水防法：地域防災計画に地下街等の名称及び所在地を定めるとともに、これらの所有者又は管理者による**避難確保計画の作成・報告を義務づけ**。
- 土砂法：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

■ 平成23年3月東日本大震災

- ・高齢者、障害者、児童、幼児等、避難弱者の逃げ遅れによる死亡事故多数

- 平成23年12月「津波防災地域づくりに関する法律」成立**：津波災害警戒区域に立地する**避難促進施設（地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練等の実施を義務化**
※特別警戒区域（レッドゾーン）においては、要配慮者利用施設等の建築を行うための**特定開発行為を許可制**とした。
- 平成25年6月水防法改正**：地下街等に義務付けられてきた**避難確保計画の作成等を要配慮者利用施設に努力義務化**。また、地下街等及び大規模工場等の浸水防止計画の作成、並びに、地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の自衛水防組織の設置を規定。
- 平成25年6月災害対策基本法改正：避難場所等の定義見直し、避難行動要支援者名簿の作成義務化（市町村長）

災害

■平成25年9月名古屋ゲリラ豪雨
・地下浸水

■平成26年8月8.20豪雨

・広島市内の障害者施設「八木園」全壊、通所施設の深夜の事故であり死者0

■平成26年9月名古屋ゲリラ豪雨

・ビル工事現場から隣接する地下に浸水

■平成27年9月関東・東北豪雨
(常総水害)

■平成28年8月北海道・東北豪雨
災害

・岩手県岩泉町内の高齢者グループホーム「楽ん楽ん」の入所者9名の死亡事故

■平成30年7月豪雨災害(西日本豪雨)

・倉敷市真備地区で死者多数

■令和元年台風第19号

■令和2年7月豪雨

・球磨川の氾濫により高齢者施設「千寿園」で14名の死亡事故

対応

●平成26年11月土砂法改正：基礎調査の結果の公表、土砂災害警戒情報、警戒区域における警戒避難体制の整備等

●平成27年5月水防法改正：**想定し得る最大規模の洪水、内水又は高潮を対象とした浸水想定**。地下街等の対象を建設予定及び建設中含むに拡充（名古屋駅付近の建設中のビルからの浸水の対応）。避難確保・浸水防止計画の作成に接続ビル等の所有者・管理者の意見を聴く努力義務の追加。地下街等の安全な避難を確認する方法（告示）

●平成29年5月水防法改正、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改正：**要配慮者利用施設に避難確保計画の作成、訓練を義務付化**。自衛水防組織を努力義務化。従わない場合の罰則措置（氏名の公表）

●令和3年5月流域治水関連法案として、水防法、土砂法、特定都市河川浸水被害対策法、都市計画法等を改正：

○**避難確保計画に対する市町村長からの助言・勧告制度の創設**

○**避難訓練結果の市町村長への報告義務化**

○**浸水想定区域を中小河川に拡充**

※併せて、特定都市河川法改正により措置された「浸水被害防止区域」において要配慮者利用施設を含む**特定開発行為を許可制**とするとともに、都市計画法等の改正により**災害レッド・イエローゾーンの開発行為の許可を厳格化**。

●令和3年5月：災害対策基本法改正：避難勧告・避難指示の一本化、避難行動要支援者ごとに個別避難計画作成義務化（市町村）

	洪水	津波	土砂	都市河川
平成12年			情報伝達と特定開発行為の制限を措置	
平成13年	浸水想定区域図作成を措置			
平成15年				地下街等の避難確保計画を措置
平成17年	ハザードマップの作成周知、地下施設の避難確保計画を措置		ハザードマップの作成周知、要配慮者利用施設への情報伝達方法を措置	
平成23年		津波法：浸水想定区域、情報伝達方法、 <u>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務</u> 、特定開発行為の制限を措置		
平成25年	<u>要配慮者利用施設の避難確保計画作成、訓練の努力義務を措置</u>			
平成27年	想定最大規模の浸水想定を措置			
平成29年	<u>要配慮者利用施設の避難確保計画作成、訓練の義務を措置</u>		<u>要配慮者利用施設の避難確保計画作成、訓練の義務を措置</u>	
令和3年	<u>避難確保計画に対する市町村長からの助言・勧告制度の創設、避難訓練結果の市町村長への報告義務化、浸水想定区域を中小河川に拡充</u>		<u>避難確保計画に対する市町村長からの助言・勧告制度の創設、避難訓練結果の市町村長への報告義務化</u>	浸水被害防止区域において要配慮者利用施設を含む特定開発行為を許可制

	洪水	津波	土砂	都市河川
ハザード情報	H13浸水想定区域 H17浸水想定区域拡充 H27想定最大規模 R3中小河川に再拡充	H23津波浸水想定区域	H12土砂危険箇所、警戒区域(イエロー)	H15都市浸水想定等 R3都市浸水想定
情報伝達	H17ハザードマップ H17警戒避難体制(情報伝達等)	H23警戒避難体制(情報伝達等)	H12警戒避難体制(情報伝達等) H17ハザードマップ H17要配慮者利用施設に対する情報伝達	—
避難確保計画	H17地下施設に作成義務化 H25要配慮者利用施設に作成努力義務 H29要配慮者利用施設に作成義務化 R3避難確保計画に対する市町村長からの助言・勧告制度、避難訓練結果の市町村長への報告義務化	H23津波イエローに作成義務	H29要配慮者利用施設に作成義務化 R3避難確保計画に対する市町村長からの助言・勧告制度、避難訓練の結果を市町村長へ報告義務化	H15地下施設に避難確保計画作成努力義務
立地制限	—	H23津波オレンジ(レッド)における特定開発行為の制限	H12土砂レッドにおける特定開発行為の制限	R3浸水被害防止区域における特定開発行為等の制限

「避難確保計画作成の手引き」の改定経緯

令和2年度

- H25年7月 避難確保計画作成の手引き(案) 策定
- H29年1月 避難確保計画作成の手引き(津波) 策定
- H29年6月 避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮) 策定
避難確保計画作成の手引き(土砂災害) 策定
- R 2年6月 避難確保計画作成の手引き 改定
⇒洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きを統合

◆ R2年7月 令和2年7月豪雨

・熊本県球磨村の高齢者福祉施設が被災

◆ R3年5月 水防法・土砂災害防止法、災害対策基本法 改正

- ・避難訓練報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

◆ R3年12月～

「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」

- ・避難確保計画の作成・活用の手引きの検討

令和3年度

- R4年3月 避難確保計画の作成・活用の手引き(改定版)の公表

「避難確保計画の作成・活用の手引き」改定内容

避難確保計画作成の手引き(R2.6発出)	
1. 1 表紙・目次	(1)対象となる災害 (2)対象となる災害リスクに関する情報の入手
1. 2 計画の目的等	(1)計画の目的 (2)計画の報告 (3)施設利用者(要配慮者)の把握 (4)施設職員の把握 (5)事前休業の判断について
1. 3 防災体制	(1)防災体制、活動内容及び活動要員 (2)防災体制確立の判断基準の設定 (3)防災体制の役割分担 ①緊急時の職員配置と参集体制 ②緊急時の防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容 ③災害の発生が予想される場合に検討すること
1. 4 情報収集・伝達	(1)情報収集 (2)情報伝達 (3)施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備
1. 5 避難誘導	(1)避難行動に備えて事前に備えておくべき事項 (2)避難場所の検討
1. 6 避難の確保を図るための施設の整備	
1. 7 防災教育及び訓練の取組	
1. 8 対応別避難誘導一覧表	
1. 9 施設周辺の避難地図の作成方法	

避難確保計画の作成・活用の手引き(改訂版)	
第1章 避難確保計画の基本構成と留意点	
第2章 基本的な事項	(1)計画の目的 (2)施設の概要 (3)施設が有する災害リスク
第3章 防災体制に関する事項	(1)防災体制の種類とその確立基準 (2)事前休業の有無と実施基準 (3)防災体制確立時の組織構成と役割分担 (4)防災体制確立時の要員配置 (5)情報収集と情報伝達
第4章 避難誘導に関する事項	(1)避難先の考え方 (2)避難先 (3)避難経路 (4)避難方法 (5)避難に要する時間と避難開始基準 (6)緊急安全確保の方法
第5章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	(1)避難に必要な設備とその確保 (2)避難に必要な装備品や備蓄品とその確保
第6章 防災教育及び訓練の実施に関する事項	(1)避難確保計画の周知 (2)防災教育の実施 (3)避難訓練の実施 (4)避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し (5)市町村への避難訓練結果の報告
第7章 自衛水防組織の業務に関する事項(任意)	
第8章 避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制	
第9章 避難訓練の実施ガイド	
第10章 タイムライン作成ガイド	
第11章 付属資料(避難確保計画の様式集、訓練計画の様式集 等)	

※赤文字は令和3年法改正を踏まえた見直し項目

※青文字は有識者検討会の指摘等を踏まえた見直し項目

図:国土交通省資料を基に一部修正